

議案第49号

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

民法の一部改正等による公営住宅制度の見直しに伴い、この条例を定めようとする。

関市営住宅設置及び管理に関する条例及び関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で」を削り、「連署する」を「署名する」に改め、同条第3項中「連署」を「署名」に改める。

第15条第3項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「収入に関する申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「前項に掲げる」を「市営住宅等の」に、「同項」を「前項」に改める。

第21条第4号中「に規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第23条の見出し中「模様替え等」を「模様替等」に改め、同条第1項中「模様替えし」を「模様替し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第26条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を、「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第28条第1項中「第14条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第31条第1項、第34条及び第35条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第37条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第48条第1項及び第49条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

(関市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 関市特定公共賃貸住宅条例（平成16年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「2名の連署する」を「の署名する」に、「市長が特別の理由があると認めるとき」を「市長は、特別の事情があると認める者に対して」に、「連署を1名とし、又は必要としない」を「署名を必要としないこととする」に改める。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃、第21条第1項に規定する共益費」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第19条中「規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは」を「入居者が修繕するものとして市長が定めるものを除いて」に改め、同条ただし書中「使用者」を「入居者」に改める。

第20条第4号中「に規定する」を「において市長が修繕することとされている」に改める。

第24条第1項第3号中「模様替え」を「模様替」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 入居者は、第1項の許可を受けずに特定公共賃貸住宅の模様替その他特定公共賃貸住宅に造作を加える行為をし、又は敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(入居手続に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の関市営住宅設置及び管理に関する条例(以下「新市営住宅条例」という。)第11条第1項第1号及び第3項の規定は、施行日以後に市営住宅の入居者として決定した者について適用し、施行日前に市営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の関市特定公共賃貸住宅条例第9条第1項第1号の規定は、施行日以後に特定公共賃貸住宅の入居者として決定した者について適用し、施行日前に特定公共賃貸住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

(利息に関する経過措置)

- 4 施行日前に到来した支払期に係る新市営住宅条例第37条第4項に規定する利息については、なお従前の例による。